消防・救急無線のデジタル化により自動車に
高額な機器を追加積載した場合の調整について

１　対象となる事案

消防・救急車両の取得後に、特別の装備を追加積載した場合 ＝車両の経過年数　≠　追加積載した特別の装備（高額機器）の経過年数

⇒　それぞれの取得後の経過年数に応じた見積価額の計算が必要

２　現行の契約システムの問題点

▶車両と取付機器を別々に契約できない。（車両に併せて契約）

▶車両と追加された特別の装備の各々の経過年数での見積価額が算出不可。

⇒　実態との乖離が発生

３　対応策

▶当面、計算シートにより見積価額を調整することとする。

（システムでの自動計算による対応が困難なため）

※該当がある場合には、詳しい資料をお送りしますのでお知らせください。